

## 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂 新旧対照表

(下線部分は改訂部分)

改 訂 案	現 行
<p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(3) 体制及び業務規程 (法第13条第3項第3号関係)</p> <p>ア 体制</p> <p>第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。</p> <p>その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならないとともに、<u>例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。</u></p> <p>なお、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならず、また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることにも留意する必要がある（法第16条第2項及び第3項）。</p> <p>(略)</p> <p>5. 監督</p>	<p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(3) 体制及び業務規程 (法第13条第3項第3号関係)</p> <p>ア 体制</p> <p>第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。</p> <p>その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならない。</p> <p>なお、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならず、また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることに留意する必要がある（法第16条第2項及び第3項）。</p> <p>(略)</p> <p>5. 監督</p>

(4) 不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

イ 適合命令及び改善命令（法第33条関係）

法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

①～⑤ （略）

⑥ 適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該適格消費者団体が差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合

(4) 不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

イ 適合命令及び改善命令（法第33条関係）

法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

①～⑤ （略）

（新設）

（施行期日）

2. (3) アに係る改訂は平成32年4月1日から、5. (4) イ⑥に係る改訂は公布の日から施行する。